

計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法 該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産一定額法
 - ・無形固定資産一定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金 一 独立行政法人福祉医療機構に加入できなかった期間がある職員の退職金に係る法人の負担額を計上
 - ・賞与引当金 一 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上
- (4) 棚卸資産の評価方法
 - ・棚卸資産(商品・製品)の評価方法は、売価還元法に基づく原価法を採用している。
 - ・棚卸資産(原材料)の評価方法は、最終仕入原価法に基づく原価法を採用している。
- (5) 消費税等の会計処理
 - ・消費税等の会計処理は、税込方式を採用している。なお、本則課税制度を適用している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構による退職共済制度

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 事務局拠点(社会福祉事業)
 - 「事務局」
 - イ しげのぶ清流園拠点(社会福祉事業)
 - 「しげのぶ清流園施設入所支援事業」
 - 「しげのぶ清流園生活介護事業」
 - 「しげのぶ清流園短期入所事業」
 - 「放課後等デイサービス」
 - 「しげのぶ清流園老人デイサービス事業」
 - 「しげのぶ清流園老人短期入所事業」
 - ウ しげのぶ清愛園拠点(社会福祉事業)
 - 「しげのぶ清愛園施設入所支援事業」
 - 「しげのぶ清愛園生活介護事業」
 - 「しげのぶ清愛園自立訓練事業」
 - 「しげのぶ清愛園就労移行支援事業」
 - 「しげのぶ清愛園就労継続支援(B型)事業」
 - 「しげのぶ清愛園短期入所事業」

- 「しげのぶ清愛園生活寮共同生活援助事業」
- 「障害児タイムケア事業」
- 「しげのぶ清愛園老人デイサービス事業」
- 「しげのぶ清愛園老人短期入所事業」
- エ 道後ゆう拠点(社会福祉事業)
 - 「道後ゆう施設入所支援事業」
 - 「道後ゆう生活介護事業」
 - 「道後ゆう就労移行支援事業」
 - 「道後ゆう自立訓練事業」
 - 「道後ゆう老人デイサービス事業」
 - 「道後ゆう就労定着支援事業」
- オ ほほえみ工房ぱれっと道後拠点(社会福祉事業)
 - 「ぱれっと道後就労継続支援(B型)事業」
- カ どうご清友寮拠点(社会福祉事業)
 - 「共同生活援助事業」
- キ 福祉工房いだい清風園拠点(社会福祉事業)
 - 「いだい清風園施設入所支援事業」
 - 「いだい清風園生活介護事業」
 - 「いだい清風園就労継続支援(B型)事業」
 - 「いだい清風園老人デイサービス事業」
- ク ほほえみ特定相談支援事業所(社会福祉事業)
 - 「ほほえみ特定相談支援事業」
- ケ 愛媛県身体障がい者福祉センター拠点(社会福祉事業)
 - 「愛媛県身体障がい者福祉センター」
- コ 愛媛母子生活支援センター拠点(社会福祉事業)
 - 「愛媛母子生活支援センター」
 - 「一時保護事業」
- サ 愛媛県障がい者更生センター拠点(社会福祉事業)
 - 「愛媛県障がい者更生センター」
- シ 愛媛県視聴覚福祉センター拠点(社会福祉事業)
 - 「愛媛県視聴覚福祉センター」
 - 「手話通訳者養成事業」
 - 「要約筆記者養成事業」
 - 「視覚障がい者用選挙公報等作成事業」
- ス えひめ障がい者就業・生活支援センター拠点(公益事業)
 - 「雇用安定等事業」
 - 「生活支援等事業」
 - 「障がい者就労支援ネットワーク強化充実事業」
 - 「障がい者マッチング支援事業」
- セ 愛媛県障がい者スポーツ協会事務局拠点(公益事業)
 - 「愛媛県障がい者スポーツ協会事務局」
 - 「障がい者スポーツ振興事業」
- ソ 障がい者アートサポートセンター拠点(公益事業)
 - 「障がい者アートサポートセンター」
- タ 施設整備等積立金拠点(公益事業)
 - 「施設整備等積立金」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	1,253,652,759			1,253,652,759
建物	1,038,136,928		83,748,118	954,388,810
建物	876,354,725		39,926,912	836,427,813
建物附属設備	161,782,203		43,821,206	117,960,997
投資有価証券	10,000,000			10,000,000
合計	2,301,789,687		83,748,118	2,218,041,569

7. 基本金又は売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

車輛運搬具、器具及び備品及び権利を廃棄したことに伴い、国庫補助金等特別積立金1,503円を取り崩した。

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	2,111,807,808	1,157,418,998	954,388,810
建物	1,419,619,403	583,191,590	836,427,813
建物附属設備	692,188,405	574,227,408	117,960,997
その他の固定資産			
建物	16,773,244	13,790,439	2,982,805
建物	9,206,679	6,346,997	2,859,682
建物附属設備	7,566,565	7,443,442	123,123
構築物	103,400,323	84,342,341	19,057,982
機械及び装置	110,477,921	89,722,603	20,755,318
車輛運搬具	37,386,470	37,020,969	365,501
器具及び備品	203,911,085	176,570,106	27,340,979
有形リース資産	3,356,760	2,125,948	1,230,812
合計	2,587,113,611	1,560,991,404	1,026,122,207

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の 当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	249,938,691		249,938,691
未収補助金	998,000		998,000
合計	250,936,691		250,936,691

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位:円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
第329利付国債(10年)	10,000,000	10,021,000	21,000
第458回大阪府公債(10年)	100,000,000	97,610,000	△2,390,000
第177回利付国債(20年)※1	99,927,684	90,400,000	△9,527,684
第179回利付国債(20年)※2	95,648,156	91,680,000	△3,968,156
合計	305,575,840	289,711,000	△15,864,840

※1、2 法人全体における積立資産を管理運用

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記(事務局拠点区分)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- ・満期保有目的の債券等－償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法 該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・有形固定資産－定額法
 - ・無形固定資産－定額法
 - ・リース資産 該当なし
- 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金－ 独立行政法人福祉医療機構に加入できなかった期間がある職員の退職金に係る法人の負担額を計上
 - ・賞与引当金－ 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上
- (4) 棚卸資産の評価方法 該当なし
- ・棚卸資産(商品・製品)の評価方法は、売価還元法に基づく原価法を採用している。
 - ・棚卸資産(原材料)の評価方法は、最終仕入原価法に基づく原価法を採用している。
- (5) 消費税等の会計処理
- ・消費税等の会計処理は、税込方式を採用している。なお、本則課税制度を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構による退職共済制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 事務局拠点計算書類(第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙4)
- (3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3)

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
投資有価証券	10,000,000			10,000,000
合計	10,000,000			10,000,000

6. 基本金又は売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
建物附属設備	386,815	290,694	96,121
車輛運搬具	168,480	168,479	1
器具及び備品	1,735,018	1,264,184	470,834
合計	2,290,313	1,723,357	566,956

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の 当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	12,519,746		12,519,746
合計	12,519,746		12,519,746

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位:円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
第329利付国債(10年)	10,000,000	10,021,000	21,000
第458回大阪府公債(10年)	100,000,000	97,610,000	△2,390,000
合計	110,000,000	107,631,000	△2,369,000

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記(しげのぶ清流園拠点区分)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 該当なし
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産一定額法
 - ・無形固定資産一定額法
 - ・リース資産 該当なし
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金一 独立行政法人福祉医療機構に加入できなかった期間がある職員の退職金に係る法人の負担額を計上 該当なし
 - ・賞与引当金 一 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上
- (4) 棚卸資産の評価方法 該当なし
 - ・棚卸資産(商品・製品)の評価方法は、売価還元法に基づく原価法を採用している。
 - ・棚卸資産(原材料)の評価方法は、最終仕入原価法に基づく原価法を採用している。
- (5) 消費税等の会計処理
 - ・消費税等の会計処理は、税込方式を採用している。なお、本則課税制度を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構による退職共済制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) しげのぶ清流園拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3 (㊸))
 - ① しげのぶ清流園施設入所支援事業サービス区分
 - ② しげのぶ清流園生活介護事業サービス区分
 - ③ しげのぶ清流園短期入所事業サービス区分
 - ④ 放課後等デイサービスサービス区分
 - ⑤ しげのぶ清流園老人デイサービス事業サービス区分
 - ⑥ しげのぶ清流園老人短期入所事業サービス区分
- (3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3 (㊸))
 - ※サービス区分は(2)の①～⑥と同じである。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	343,977,040		24,757,894	319,219,146
建物	314,098,116		9,303,609	304,794,507
建物附属設備	29,878,924		15,454,285	14,424,639
合計	343,977,040		24,757,894	319,219,146

6. 基本金又は売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	687,946,936	368,727,790	319,219,146
建物	436,595,635	131,801,128	304,794,507
建物附属設備	251,351,301	236,926,662	14,424,639
その他の固定資産			
構築物	41,695,270	34,875,989	6,819,281
機械及び装置	52,214,118	46,105,940	6,108,178
車輛運搬具	13,530,711	13,165,230	365,481
器具及び備品	64,490,146	55,673,498	8,816,648
合計	859,877,181	518,548,447	341,328,734

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の 当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	49,338,572		49,338,572
合計	49,338,572		49,338,572

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記(しげのぶ清愛園拠点区分)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 該当なし
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産一定額法
 - ・無形固定資産一定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金一 独立行政法人福祉医療機構に加入できなかった期間がある職員の退職金に係る法人の負担額を計上 該当なし
 - ・賞与引当金一 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上
- (4) 棚卸資産の評価方法 該当なし
 - ・棚卸資産(商品・製品)の評価方法は、売価還元法に基づく原価法を採用している。
 - ・棚卸資産(原材料)の評価方法は、最終仕入原価法に基づく原価法を採用している。
- (5) 消費税等の会計処理
 - ・消費税等の会計処理は、税込方式を採用している。なお、本則課税制度を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構による退職共済制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) しげのぶ清愛園拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙(⑩))
 - ①しげのぶ清愛園施設入所支援事業サービス区分
 - ②しげのぶ清愛園生活介護事業サービス区分
 - ③しげのぶ清愛園自立訓練事業サービス区分
 - ④しげのぶ清愛園就労移行支援事業サービス区分
 - ⑤しげのぶ清愛園就労継続支援(B型)事業サービス区分
 - ⑥しげのぶ清愛園短期入所事業サービス区分
 - ⑦しげのぶ清愛園生活寮共同生活援助事業サービス区分
 - ⑧障害児タイムケア事業サービス区分
 - ⑨しげのぶ清愛園老人デイサービス事業サービス区分
 - ⑩しげのぶ清愛園老人短期入所事業サービス区分
- (3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(⑩))
 - ※サービス区分は(2)の①～⑩と同じである。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	721,722,338			721,722,338
建物	383,670,659		26,710,484	356,960,175
建物	350,382,173		10,564,040	339,818,133
建物附属設備	33,288,486		16,146,444	17,142,042
合計	1,105,392,997		26,710,484	1,078,682,513

6. 基本金又は売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	752,395,891	395,435,716	356,960,175
建物	488,958,201	149,140,068	339,818,133
建物附属設備	263,437,690	246,295,648	17,142,042
その他の固定資産			
建物	16,386,429	13,499,745	2,886,684
建物	9,206,679	6,346,997	2,859,682
建物附属設備	7,179,750	7,152,748	27,002
構築物	46,107,458	39,222,253	6,885,205
機械及び装置	26,863,276	26,713,301	149,975
車輛運搬具	8,222,109	8,222,102	7
器具及び備品	40,802,150	37,134,508	3,667,642
有形リース資産	3,356,760	2,125,948	1,230,812
合計	894,134,073	522,353,573	371,780,500

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の 当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	55,133,148		55,133,148
合計	55,133,148		55,133,148

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記(道後ゆう拠点区分)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 該当なし
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産一定額法
 - ・無形固定資産一定額法
 - ・リース資産 該当なし
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金一 独立行政法人福祉医療機構に加入できなかった期間がある職員の退職金に係る法人の負担額を計上 該当なし
 - ・賞与引当金 一 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上
- (4) 棚卸資産の評価方法 該当なし
 - ・棚卸資産(商品・製品)の評価方法は、売価還元法に基づく原価法を採用している。
 - ・棚卸資産(原材料)の評価方法は、最終仕入原価法に基づく原価法を採用している。
- (5) 消費税等の会計処理
 - ・消費税等の会計処理は、税込方式を採用している。なお、本則課税制度を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構による退職共済制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 道後ゆう拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(⑩))
 - ① 道後ゆう施設入所支援事業サービス区分
 - ② 道後ゆう生活介護事業サービス区分
 - ③ 道後ゆう就労移行支援事業サービス区分
 - ④ 道後ゆう自立訓練事業サービス区分
 - ⑤ 道後ゆう老人デイサービス事業サービス区分
 - ⑥ 道後ゆう就労定着支援事業サービス区分
- (3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(⑩))
 - ※サービス区分は(2)の①～⑥と同じである。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	296,596,980			296,596,980
建物	125,074,556		11,019,155	114,055,401
建物	87,850,753		6,419,151	81,431,602
建物附属設備	37,223,803		4,600,004	32,623,799
合計	421,671,536		11,019,155	410,652,381

6. 基本金又は売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

器具及び備品を廃棄したことに伴い、国庫補助金等特別積立金2円を取り崩した。

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	256,128,972	142,073,571	114,055,401
建物	188,000,173	106,568,571	81,431,602
建物附属設備	68,128,799	35,505,000	32,623,799
その他の固定資産			
機械及び装置	8,214,777	2,292,176	5,922,601
車輛運搬具	2,788,480	2,788,478	2
器具及び備品	26,424,131	19,756,754	6,667,377
合計	293,556,360	166,910,979	126,645,381

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の 当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	34,607,654		34,607,654
未収補助金	998,000		998,000
合計	35,605,654		35,605,654

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記(ほほえみ工房ぱれっと道後拠点区分)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 該当なし
 - ・満期保有目的の債券等－償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産－定額法
 - ・無形固定資産－定額法
 - ・リース資産 該当なし
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金－ 独立行政法人福祉医療機構に加入できなかった期間がある職員の退職金に係る法人の負担額を計上 該当なし
 - ・賞与引当金－ 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上
- (4) 棚卸資産の評価方法
 - ・棚卸資産(商品・製品)の評価方法は、売価還元法に基づく原価法を採用している。
 - ・棚卸資産(原材料)の評価方法は、最終仕入原価法に基づく原価法を採用している。
- (5) 消費税等の会計処理
 - ・消費税等の会計処理は、税込方式を採用している。なお、本則課税制度を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構による退職共済制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) ほほえみ工房ぱれっと道後拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3 (Ⅰ))
- (3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3 (Ⅱ))

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	235,333,441			235,333,441
建物	47,541,440		3,309,825	44,231,615
建物	41,112,052		2,579,222	38,532,830
建物附属設備	6,429,388		730,603	5,698,785
合計	282,874,881		3,309,825	279,565,056

6. 基本金又は売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	92,318,698	48,087,083	44,231,615
建物	81,419,973	42,887,143	38,532,830
建物附属設備	10,898,725	5,199,940	5,698,785
その他の固定資産			
構築物	6,928,717	4,034,801	2,893,916
機械及び装置	12,090,310	8,511,916	3,578,394
車輛運搬具	1,970,730	1,970,728	2
器具及び備品	10,945,931	10,510,158	435,773
合計	124,254,386	73,114,686	51,139,700

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の 当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	12,202,242		12,202,242
合計	12,202,242		12,202,242

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記(どうご清友寮拠点区分)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 該当なし
 - ・満期保有目的の債券等－償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産－定額法
 - ・無形固定資産－定額法
 - ・リース資産 該当なし
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金－ 独立行政法人福祉医療機構に加入できなかった期間がある職員の退職金に係る法人の負担額を計上 該当なし
 - ・賞与引当金－ 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上
- (4) 棚卸資産の評価方法 該当なし
 - ・棚卸資産(商品・製品)の評価方法は、売価還元法に基づく原価法を採用している。
 - ・棚卸資産(原材料)の評価方法は、最終仕入原価法に基づく原価法を採用している。
- (5) 消費税等の会計処理
 - ・消費税等の会計処理は、税込方式を採用している。なお、本則課税制度を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構による退職共済制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) どうご清友寮拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(㉑))
- (3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(㉒))

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	27,511,697		2,494,788	25,016,909
建物	23,988,196		1,588,938	22,399,258
建物附属設備	3,523,501		905,850	2,617,651
合計	27,511,697		2,494,788	25,016,909

6. 基本金又は売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

権利(電話加入権)を廃棄したことに伴い、国庫補助金等特別積立金1,500円を取り崩した。

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	56,697,162	31,680,253	25,016,909
建物	49,193,112	26,793,854	22,399,258
建物附属設備	7,504,050	4,886,399	2,617,651
その他の固定資産			
構築物	960,874	736,344	224,530
車輛運搬具	1,291,980	1,291,978	2
器具及び備品	2,269,170	2,183,753	85,417
合計	61,219,186	35,892,328	25,326,858

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

（単位：円）

	債権額	徴収不能引当金の 当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	10,730,725		10,730,725
合計	10,730,725		10,730,725

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記(福祉工房いだい清風園拠点区分)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 該当なし
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産一定額法
 - ・無形固定資産一定額法
 - ・リース資産 該当なし
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金一 独立行政法人福祉医療機構に加入できなかった期間がある職員の退職金に係る法人の負担額を計上 該当なし
 - ・賞与引当金 一 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上
- (4) 棚卸資産の評価方法 該当なし
 - ・棚卸資産(商品・製品)の評価方法は、売価還元法に基づく原価法を採用している。
 - ・棚卸資産(原材料)の評価方法は、最終仕入原価法に基づく原価法を採用している。
- (5) 消費税等の会計処理
 - ・消費税等の会計処理は、税込方式を採用している。なお、本則課税制度を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構による退職共済制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 福祉工房いだい清風園拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3 (Ⅱ))
 - ①いだい清風園施設入所支援事業サービス区分
 - ②いだい清風園生活介護事業サービス区分
 - ③いだい清風園就労継続支援(B型)事業サービス区分
 - ④いだい清風園老人デイサービス事業サービス区分
- (3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3 (Ⅹ))
 - ※サービス区分は(2)の①～④と同じである。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	110,361,536		15,455,972	94,905,564
建物	58,923,435		9,471,952	49,451,483
建物附属設備	51,438,101		5,984,020	45,454,081
合計	110,361,536		15,455,972	94,905,564

6. 基本金又は売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	266,320,149	171,414,585	94,905,564
建物	175,452,309	126,000,826	49,451,483
建物附属設備	90,867,840	45,413,759	45,454,081
その他の固定資産			
構築物	7,578,004	5,430,915	2,147,089
機械及び装置	10,760,490	5,764,321	4,996,169
車輛運搬具	6,789,730	6,789,725	5
器具及び備品	28,843,268	21,646,079	7,197,189
合計	320,291,641	211,045,625	109,246,016

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の 当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	36,430,970		36,430,970
合計	36,430,970		36,430,970

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記(ほほえみ特定相談支援事業所拠点区分)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 該当なし
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産一定額法
 - ・無形固定資産一定額法
 - ・リース資産 該当なし
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金一 独立行政法人福祉医療機構に加入できなかった期間がある職員の退職金に係る法人の負担額を計上 該当なし
 - ・賞与引当金 一 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上
- (4) 棚卸資産の評価方法 一 該当なし
 - ・棚卸資産(商品・製品)の評価方法は、売価還元法に基づく原価法を採用している。
 - ・棚卸資産(原材料)の評価方法は、最終仕入原価法に基づく原価法を採用している。
- (5) 消費税等の会計処理
 - ・消費税等の会計処理は、税込方式を採用している。なお、本則課税制度を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構による退職共済制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) ほほえみ特定相談支援事業所拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(Ⅱ))
- (3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(Ⅲ))

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の 当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	1,995,640		1,995,640
合計	1,995,640		1,995,640

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記(愛媛県身体障がい者福祉センター拠点区分)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 該当なし
 - ・満期保有目的の債券等－償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産－定額法
 - ・無形固定資産－定額法 該当なし
 - ・リース資産 該当なし
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金－ 独立行政法人福祉医療機構に加入できなかった期間がある職員の退職金に係る法人の負担額を計上 該当なし
 - ・賞与引当金－ 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上
- (4) 棚卸資産の評価方法 該当なし
 - ・棚卸資産(商品・製品)の評価方法は、売価還元法に基づく原価法を採用している。
 - ・棚卸資産(原材料)の評価方法は、最終仕入原価法に基づく原価法を採用している。
- (5) 消費税等の会計処理
 - ・消費税等の会計処理は、税込方式を採用している。なお、本則課税制度を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構による退職共済制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 愛媛県身体障がい者福祉センター拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(Ⅰ))
- (3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(Ⅱ))

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

車輛運搬具を廃棄したことに伴い、国庫補助金等特別積立金1円を取り崩した。

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
車輛運搬具	2,624,250	2,624,249	1
器具及び備品	7,963,820	7,963,801	19
合計	10,588,070	10,588,050	20

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の 当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	3,239,000		3,239,000
合計	3,239,000		3,239,000

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記(愛媛母子生活支援センター拠点区分)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 該当なし
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産一定額法
 - ・無形固定資産一定額法 該当なし
 - ・リース資産 該当なし
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金一 独立行政法人福祉医療機構に加入できなかった期間がある職員の退職金に係る法人の負担額を計上 該当なし
 - ・賞与引当金一 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上
- (4) 棚卸資産の評価方法 該当なし
 - ・棚卸資産(商品・製品)の評価方法は、売価還元法に基づく原価法を採用している。
 - ・棚卸資産(原材料)の評価方法は、最終仕入原価法に基づく原価法を採用している。
- (5) 消費税等の会計処理
 - ・消費税等の会計処理は、税込方式を採用している。なお、本則課税制度を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構による退職共済制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 愛媛母子生活支援センター拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3 (Ⅰ))
 - ① 愛媛母子生活支援センターサービス区分
 - ② 一時保護事業サービス区分
- (3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3 (Ⅱ))
 - ※サービス区分は(2)の①、②と同じである。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
器具及び備品	1,550,921	1,550,914	7
合計	1,550,921	1,550,914	7

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記(愛媛県障がい者更生センター拠点区分)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 該当なし
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産一定額法
 - ・無形固定資産一定額法 該当なし
 - ・リース資産 該当なし
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金一 独立行政法人福祉医療機構に加入できなかった期間がある職員の退職金に係る法人の負担額を計上 該当なし
 - ・賞与引当金 一 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上
- (4) 棚卸資産の評価方法 該当なし
 - ・棚卸資産(商品・製品)の評価方法は、売価還元法に基づく原価法を採用している。
 - ・棚卸資産(原材料)の評価方法は、最終仕入原価法に基づく原価法を採用している。
- (5) 消費税等の会計処理
 - ・消費税等の会計処理は、税込方式を採用している。なお、本則課税制度を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構による退職共済制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 愛媛県障がい者更生センター拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(Ⅱ))
- (3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(Ⅹ))

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
構築物	130,000	42,039	87,961
機械及び装置	334,950	334,949	1
器具及び備品	4,395,690	4,395,681	9
合計	4,860,640	4,772,669	87,971

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の 当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	25,140,747		25,140,747
合計	25,140,747		25,140,747

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記(愛媛県視聴覚福祉センター拠点区分)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 該当なし
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産一定額法
 - ・無形固定資産一定額法
 - ・リース資産 該当なし
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金一 独立行政法人福祉医療機構に加入できなかった期間がある職員の退職金に係る法人の負担額を計上 該当なし
 - ・賞与引当金 一 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上
- (4) 棚卸資産の評価方法 該当なし
 - ・棚卸資産(商品・製品)の評価方法は、売価還元法に基づく原価法を採用している。
 - ・棚卸資産(原材料)の評価方法は、最終仕入原価法に基づく原価法を採用している。
- (5) 消費税等の会計処理
 - ・消費税等の会計処理は、税込方式を採用している。なお、本則課税制度を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構による退職共済制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 愛媛県視聴覚福祉センター拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(Ⅰ))
 - ① 愛媛県視聴覚福祉センターサービス区分
 - ② 手話通訳者養成事業サービス区分
 - ③ 要約筆記者養成事業サービス区分
 - ④ 視覚障がい者用選挙公報等作成事業サービス区分
- (3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(Ⅱ))
 - ※サービス区分は(2)の①～④と同じである。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
器具及び備品	11,893,530	11,893,481	49
合計	11,893,530	11,893,481	49

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の 当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	5,921,391		5,921,391
合計	5,921,391		5,921,391

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記(えひめ障がい者就業・生活支援センター拠点区分)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 該当なし
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産一定額法
 - ・無形固定資産一定額法 該当なし
 - ・リース資産 該当なし
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。 該当なし
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。 該当なし
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金一 独立行政法人福祉医療機構に加入できなかった期間がある職員の退職金に係る法人の負担額を計上 該当なし
 - ・賞与引当金一 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上
- (4) 棚卸資産の評価方法 該当なし
 - ・棚卸資産(商品・製品)の評価方法は、売価還元法に基づく原価法を採用している。
 - ・棚卸資産(原材料)の評価方法は、最終仕入原価法に基づく原価法を採用している。
- (5) 消費税等の会計処理
 - ・消費税等の会計処理は、税込方式を採用している。なお、本則課税制度を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構による退職共済制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) えひめ障がい者就業・生活センター拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(Ⅱ))
 - ① 雇用安定等事業サービス区分
 - ② 生活支援等事業サービス区分
 - ③ 障がい者就労支援ネットワーク強化充実事業サービス区分
 - ④ 障がい者マッチング支援事業サービス区分
- (3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(Ⅲ))
 - ※サービス区分は(2)の①～④と同じである。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
器具及び備品	873,310	873,306	4
合計	873,310	873,306	4

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の 当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	17,577		17,577
合計	17,577		17,577

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記(愛媛県障がい者スポーツ協会事務局拠点区分)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 該当なし
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産一定額法
 - ・無形固定資産一定額法 該当なし
 - ・リース資産 該当なし
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金一 独立行政法人福祉医療機構に加入できなかった期間がある職員の退職金に係る法人の負担額を計上 該当なし
 - ・賞与引当金 一 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上
- (4) 棚卸資産の評価方法 該当なし
 - ・棚卸資産(商品・製品)の評価方法は、売価還元法に基づく原価法を採用している。
 - ・棚卸資産(原材料)の評価方法は、最終仕入原価法に基づく原価法を採用している。
- (5) 消費税等の会計処理
 - ・消費税等の会計処理は、税込方式を採用している。なお、本則課税制度を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構による退職共済制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 愛媛県障がい者スポーツ協会事務局拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(⑩))
 - ① 愛媛県障がい者スポーツ協会事務局サービス区分
 - ② 障がい者スポーツ振興事業サービス区分
- (3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(⑩))
 - ※サービス区分は(2)の①、②と同じである。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
器具及び備品	1,724,000	1,723,989	11
合計	1,724,000	1,723,989	11

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の 当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	2,661,279		2,661,279
合計	2,661,279		2,661,279

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記(障がい者アートサポートセンター拠点区分)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 該当なし
 - ・満期保有目的の債券等－償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法 該当なし
 - ・有形固定資産－定額法
 - ・無形固定資産－定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準 該当なし
 - ・退職給付引当金－ 独立行政法人福祉医療機構に加入できなかった期間がある職員の退職金に係る法人の負担額を計上
 - ・賞与引当金－ 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上
- (4) 棚卸資産の評価方法 該当なし
 - ・棚卸資産(商品・製品)の評価方法は、売価還元法に基づく原価法を採用している。
 - ・棚卸資産(原材料)の評価方法は、最終仕入原価法に基づく原価法を採用している。
- (5) 消費税等の会計処理
 - ・消費税等の会計処理は、税込方式を採用している。なお、本則課税制度を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構による退職共済制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 障がい者アートサポートセンター拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(㊲))
- (3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(㊳))

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記(施設整備等積立金拠点区分)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 該当なし
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法 該当なし
 - ・有形固定資産一定額法
 - ・無形固定資産一定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準 該当なし
 - ・退職給付引当金一 独立行政法人福祉医療機構に加入できなかった期間がある職員の退職金に係る法人の負担額を計上
 - ・賞与引当金一 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上
- (4) 棚卸資産の評価方法 該当なし
 - ・棚卸資産(商品・製品)の評価方法は、売価還元法に基づく原価法を採用している。
 - ・棚卸資産(原材料)の評価方法は、最終仕入原価法に基づく原価法を採用している。
- (5) 消費税等の会計処理
 - ・消費税等の会計処理は、税込方式を採用している。なお、本則課税制度を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構による退職共済制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 施設整備等積立金拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(Ⅱ))
- (3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(Ⅹ))

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし